

高齢者向け給付金のお知らせ

安平町では平成 28 年度の「高齢者向け給付金（年金生活者等支援臨時福祉給付金）」を、6 月 20 日から申請の受付を開始します。

支給対象と思われる方へ 6 月中旬頃にご案内します

高齢者向け給付金とは

一億総活躍社会の実現に向け、賃金引上げの恩恵が及びにくい高齢者の方を支援するために支給されるものです。

給付対象者 次の要件を全て満たす方が対象となります。

①平成 27 年 1 月 1 日時点で安平町に住民登録がある。

②平成 27 年度町民税（均等割）が課税されていない方。

（課税されている方の扶養親族等となっている場合や生活保護制度の被保護者の方は対象外となります。）

③昭和 27 年 4 月 1 日以前に生まれた方。（平成 29 年 3 月 31 日までに 65 歳以上になる方）

給付額 給付対象者 1 人につき 30,000 円（平成 28 年度中 1 回のみ）

申請手続き 安平町では、6 月 20 日から 9 月 30 日までの期間で申請受付をします。

支給時期 申請受付日からおよそ 1 か月以内での支給を予定しています。

【ご注意】

申請時期や支給時期は、各市町村によって異なります。

この給付金に関して、給付を装った「振り込め詐欺」や「個人情報詐欺」にご注意ください。

●安平町や厚生労働省などが A T M（銀行・コンビニなどの現金自動預払機）の操作をお願いすることは、絶対にありません。

●安平町や厚生労働省などが住民の皆さんの世帯構成や生年月日等の個人情報照会することは、絶対にありません。

給付金に関するお知らせは、今後も広報等でお知らせします。

給付金に関する問合せ

健康福祉課福祉・住民サービスグループ ☎ 2411